

農村地域の保全活動で活用できる事業

事業名	事業実施主体	補助率	事業の内容	補助対象（導入できる機器）	問合せ先
【県】 魅力ある中山間地域づくり事業	市町、農協、 集落・農業 者等の組織 する団体等	1/2以内	農地の維持保全等に必要な機械の導入（ただし、 棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第7 条に基づき指定された棚田地域に限る。）	・ 高機能草刈機（リモコン式草刈機等） ・ 農業用ドローン 等	農村振興課
【国】 多面的機能支払交付金	農業者等の 組織する団 体	国1/2、 県1/4、 市町1/4	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、 農業者等が取り組む共同活動を支援	高機能草刈機 （リモコン式草刈機等）	農村振興課
【国】 中山間地域等直接支払交付金	農業者等の 組織する団 体	国1/2[1/3]、 県1/4[1/3]、 市町 1/4[1/3] ※[]は特認 地域に適用	中山間地域の指定地域及び特認地域のうち、生産 条件が不利な一団の農用地において、集落協定や 個別協定に基づき5年以上継続して農業生産活動 等を実施する集落等に対して、面積に応じて一定 額を交付 ※スマート農業加算を活用する場合、面積払いに 5,000円/10aの上乗せ	・ 高機能草刈機（リモコン式草刈機等） ・ 農業用ドローン 等 ※協定参加者の話合いと合意により、地域の 実情に応じた幅広い用途に活用可能。	農村振興課
【国】 団体営最適土地利用総合対策事業費	市町、土地 改良区、地 域協議会等	定率55% （上限2,000 万円）	中山間地域等の農用地を保全するための最適な 「土地利用構想」を策定する地域を対象に、その 実現に必要な簡易な整備、粗放的利用の取組や省 力化機械の導入等を支援	・ 高機能草刈機（リモコン式草刈機等） ・ 農業用ドローン 等	農村振興課